

(証券コード2927)
2020年11月6日

株主の皆様へ

静岡市駿河区豊田三丁目6番36号

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス

代表取締役社長 浅山 雄彦

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場の席数を減らして開催させていただきます。また、受付での検温やアルコール消毒及び会場内でのマスクの着用にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年11月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年11月25日（水曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 静岡県静岡市駿河区国吉田二丁目6番7号
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス国吉田工場7階
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。詳細は同封の別紙をご参照ください。

また、本年は株主総会ご出席の株主様の送迎及び懇親会並びに工場見学を取り止めさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第8号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<https://www.ams-life.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
(お願い) 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に必ずご提出くださいますようお願い申し上げます。

本総会の結果は上記当社ホームページに掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 2019年9月1日)  
至 2020年8月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、当初、企業収益が高水準を維持し、雇用・所得環境に改善がみられるなど緩やかな回復基調にありました。しかし、本年1月以降、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、国内外の経済活動は停滞が続き、景気は急速に悪化しました。

当社グループが属する健康食品市場は、新型コロナウイルスの感染拡大後、小売・卸売販売チャンネルにおいては、インバウンド需要の減少や外出自粛ムードにより低迷しており、通信販売チャンネルにおいては、巣ごもり消費ニーズの高まりにより利用の増加がみられました。

このような状況の下当社グループでは、美容商材の受注が好調に推移した海外部門の売上高が前期の1.5倍となったほか、通信販売部門や医薬品事業が増収となったものの、OEM部門や店舗販売部門が減収となり、当期の連結売上高は15,819百万円（前期比2.7%減）となりました。損益面については、前期に会計の見積りを変更し当社において計上した退職給付費用の積み増し分が当期は無くなったことや、広告宣伝費などの節減効果により、営業利益は1,093百万円（前期比11.5%増）、経常利益は1,099百万円（前期比8.4%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産売却益が減少したほか、貸倒損失や投資有価証券評価損などを特別損失に計上した影響により、676百万円（前期比13.6%減）となりました。

## 事業別の状況

事業別の業績を示すと、次のとおりであります。

| セグメント   | 事業部門   | 2020年8月期<br>第40期（当連結会計年度） |                    |
|---------|--------|---------------------------|--------------------|
|         |        | 売上高（百万円）                  | 対前連結会計年度<br>増減率（%） |
| ヘルスケア事業 | OEM部門  | 8,771                     | △8.6               |
|         | 海外部門   | 1,816                     | 51.6               |
|         | 通信販売部門 | 1,464                     | 6.3                |
|         | 卸販売部門  | 591                       | △28.7              |
|         | 店舗販売部門 | 1,731                     | △7.4               |
|         | その他    | 115                       | 7.7                |
|         | 計      | 14,490                    | △3.2               |
| 医薬品事業   | —      | 1,328                     | 4.0                |
| 合計      | —      | 15,819                    | △2.7               |

### ①ヘルスケア事業

#### ・OEM部門

当社グループの基幹事業である当部門は、上半期はドラッグストア向けの定番商材が堅調に推移し、下半期は免疫に対する関心の高まりにより、プロポリスや乳酸菌、ビタミンなどの免疫賦活商材が好調な売れ行きとなりました。一方、出展予定の展示会の中止や出張自粛などにより新規開拓が苦戦したほか、前期に好調であったダイエット訴求の乳酸菌・酵母関連商品の受注が減少したことなどにより、当部門の売上高は前期を下回りました。

機能性表示食品においては、当社が届出支援も行い、当期66品目増加し、累計148品目が受理されております。

生産面については、作業効率の向上を図るため、各所の機械化を検討しております。

#### ・海外部門

アジア地域を主な取引先とする当部門は、新規顧客の開拓に注力し、フィリピン・ロシア・タイの各1社と新たに取引を開始いたしました。ロックダウン等により店舗ビジネスを営む顧客において低調となったものの、インドネシアの顧客において美容商材が大きく伸長したことにより、当部門の売上高は前期の1.5倍となりました。

#### ・通信販売部門

機能性表示食品については、当期に7品目を新発売し、ラインアップを計10品目に拡充いたしました。新規顧客獲得に向け、積極的にテレビや新聞等へ健康食品・化粧品品の広告出稿を行うとともに、新規顧客へのフォローを強化し、リピート率の向上に努めました。中でも定番人気商品の“爽快柑シリーズ”においては、前期比67%増と好調な売れ行きとなりました。その結果、巣ごもり消費による受注増も加わり、当部門の売上高は前期を上回りました。

#### ・卸販売部門

主力商品『華舞の食べるコラーゲン』は固定客により安定した売上となったものの、出展を強化していた展示会や販売会の中止が相次いだほか、小売店や海外販売を行う国内事業者からの受注が停滞したことにより、当部門の売上高は前期を下回りました。

#### ・店舗販売部門

昨年9月に人気商品『ラ・ヴィ・プラセンタ』のパッケージをリニューアルし、販売を強化したことにより、同商品は前期比33%増と好調な売れ行きとなりました。しかし、店舗数の減少による減収に加え、緊急事態宣言を受け2カ月の店舗休業、営業時間短縮、百貨店催事の中止などにより、当部門の売上高は前期を下回りました。

以上の結果、ヘルスケア事業の業績は、売上高14,490百万円（前期比3.2%減）、営業利益1,671百万円（前期比10.1%増）（全社費用調整前）となりました。

## ②医薬品事業

医薬品市場は、大別して医師の処方箋に基づき病院・診療所、調剤薬局で購入する医療用医薬品市場と、医師の処方箋が要らず、ドラッグストアで購入する一般用医薬品市場に分けられます。

医療用医薬品につきましては、ジェネリック医薬品である『タダラフィル錠』（勃起改善薬）を本年4月末に上市し、売上・利益に寄与しました。また、重点販売商品として位置付けている自社製造医療用ジェネリック医薬品『ピムロ顆粒』（下剤）をはじめ、『フィナステリド錠』（AGA治療薬）、『シルデナフィル錠』（勃起改善薬）が順調に売上を伸ばしました。

以上の結果、医薬品事業の業績は、売上高が1,328百万円（前期比4.0%増）、営業利益24百万円（全社費用調整前）（前期は43百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は335百万円であり、その主なものは、当社や子会社の工場への機械装置の導入及び子会社の通信販売システムのソフトウェアの入れ替えによるものであります。これらに要した資金は自己資金により賄っております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、人々が願う“健康と美の実現”に貢献する企業集団として、健康食品・化粧品に関連する事業を展開しております。近年、消費者の健康維持・増進、美容・アンチエイジングに対する意識の高さにより市場が拡大しておりますが、異業種からの新規参入や商品の低価格化、顧客の固定化などによる競争の激化が進んでおり、厳しい経営環境が続いております。このような中、当社グループは対処すべき課題として以下の事項に取り組んでまいります。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業への影響については、現時点においては販売の一部に留まっておりますが、今後の推移の状況を注視してまいります。

(差別化の推進)

仕入先である原料メーカーが同業他社と同一であることから、低価格や短納期での競争が常態化しております。当社を選んでいただくためには、強みとなる独自性の確立が重要であり、研究開発体制を一層強化し、独自技術ならびに独自原料の開発に注力してまいります。

#### (海外事業の強化)

将来、国内人口は減少すると推定されており、消費者人口の減少・働き手の不足が懸念されます。当社グループが持続的に発展するためには国際化が必須であることから、現在取引のあるアジア地域を中心に販路の拡大を図るとともに、各国のニーズや規制に対応した商品開発などに取り組んでまいります。

#### (人材・組織の形成)

当社グループは、受託製造業、研究開発事業、販売業、医薬品製造業、広告代理店業など、各分野において専門知識を有する人材が必要であることから、OJTを中心とした育成に加え、即戦力となる人材の確保も積極的に行ってまいります。また、ダイバーシティを推進することで、国内外の消費者の価値観・ニーズの多様化に対応するとともに、チーム・組織としてのパフォーマンス向上や結束力の強化につなげてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況

| 区 分                 | 2017年8月期<br>第37期 | 2018年8月期<br>第38期 | 2019年8月期<br>第39期 | 2020年8月期<br>第40期(当連結会計年度) |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売上高(千円)             | 15,141,754       | 15,795,643       | 16,252,889       | 15,819,281                |
| 経常利益(千円)            | 1,040,408        | 982,012          | 1,014,876        | 1,099,829                 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 465,893          | 736,680          | 783,292          | 676,683                   |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 38.48            | 58.28            | 55.70            | 48.12                     |
| 総資産(千円)             | 16,761,744       | 18,007,721       | 18,327,080       | 18,548,888                |
| 純資産(千円)             | 7,663,740        | 9,652,986        | 10,109,847       | 10,463,909                |

(注) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第39期から適用しており、第38期の総資産については、遡及適用後の数値を記載しております。

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金                      | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                                    |
|---------------|--------------------------|--------------|--------------------------------------------|
| ㈱エーエフシー       | 200,000千円                | 100%         | 健康食品・化粧品・自然食品等の販売                          |
| 本草製薬㈱         | 100,000千円                | 100%         | 漢方医療用医薬品・一般用医薬品・ヘルスケア商品の製造販売、ジェネリック医薬品等の販売 |
| ㈱日本予防医学研究所    | 100,000千円                | 100%         | 健康食品及び化粧品の研究開発・製品設計                        |
| ㈱けんこうTV       | 330,000千円                | 100%         | 健康情報番組の企画・制作、健康情報誌の発刊を中心とした広告代理店業          |
| 杭州永遠愛生物科技有限公司 | 6,381千人民币<br>(100,000千円) | 100%         | 健康食品・化粧品の販売、原材料調達                          |

(注) ㈱けんこうTVの当社の議決権比率のうち、間接による所有が66.6%あります。

## (11) 主要な事業内容

当社グループは、下記の内容を主な事業としております。

- ① 健康食品及び化粧品の研究開発・設計及び製造販売
- ② 漢方医療用医薬品・一般用医薬品・ヘルスケア商品の製造販売
- ③ 自然食品・ジェネリック医薬品・輸入化粧品等の販売
- ④ 健康情報番組の企画・制作、健康情報誌の発刊を中心とした広告代理店業



(12) 本社及び主な事業所

① 当社

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 本社及び本社工場            | 静岡市駿河区    |
| AMS・AFC物流センター（第二工場） | 静岡市駿河区    |
| 千葉華舞工場（第三工場）        | 千葉県長生郡長南町 |
| 国吉田工場（第四工場）         | 静岡市駿河区    |

② 子会社

(株)エーエフシー

|               |        |
|---------------|--------|
| 本社            | 静岡市駿河区 |
| AMS・AFC物流センター | 静岡市駿河区 |
| 営業所（東京支店）     | 東京都港区  |
| 販売店舗          | 全国41店舗 |

本草製薬(株)

|      |         |
|------|---------|
| 本社   | 名古屋市天白区 |
| 天白工場 | 名古屋市天白区 |
| 犬山工場 | 愛知県犬山市  |
| 緑工場  | 名古屋市緑区  |

(株)日本予防医学研究所

|          |        |
|----------|--------|
| 本社及び研究施設 | 静岡市駿河区 |
|----------|--------|

(株)けんこうTV

|    |        |
|----|--------|
| 本社 | 静岡市駿河区 |
|----|--------|

杭州永遠愛生物科技有限公司

|    |          |
|----|----------|
| 本社 | 中国浙江省杭州市 |
|----|----------|

(13) 従業員の状況

| セグメントの名称 | 従業員数          |
|----------|---------------|
| ヘルスケア事業  | 514名<br>(163) |
| 医薬品事業    | 60名<br>(17)   |
| 全社（共通）   | 18名<br>(—)    |
| 合計       | 592名<br>(180) |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数欄の（外書）は臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

(14) 主要な借入先

| 借入先         | 借入額         |
|-------------|-------------|
| 株式会社静岡銀行    | 3,055,802千円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 600,000千円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 80,000千円    |
| 株式会社みずほ銀行   | 10,000千円    |

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 …………… 30,576,000株
- (2) 発行済株式総数 …………… 14,144,720株  
(注) 発行済株式総数のうち、自己株式数は、81,012株であります。
- (3) 株主数 …………… 10,964名

### (4) 大株主

| 株 主 名             | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------|------------|---------|
| 浅 山 忠 彦           | 2,150,070株 | 15.29%  |
| 浅 山 雄 彦           | 1,111,930株 | 7.91%   |
| 南 良 治             | 445,800株   | 3.17%   |
| 浅 山 麻 衣 子         | 334,000株   | 2.37%   |
| 浅 山 麻 里 奈         | 330,000株   | 2.35%   |
| アムスライフサイエンス取引先持株会 | 295,700株   | 2.10%   |
| 株式会社静岡銀行          | 124,900株   | 0.89%   |
| 福 地 千 佳           | 114,420株   | 0.81%   |
| J Pモルガン証券株式会社     | 86,500株    | 0.62%   |
| アムス従業員持株会         | 77,300株    | 0.55%   |

(注) 当社は、自己株式81,012株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                    |
|---------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 浅 山 雄 彦 | (株)エーエフシー代表取締役社長<br>本草製薬(株)代表取締役社長<br>(株)日本予防医学研究所取締役副会長<br>(株)けんこうTV取締役副会長<br>杭州永遠愛生物科技有限公司董事長 |
| 専務取締役   | 福 地 重 範 | 製造統括                                                                                            |
| 専務取締役   | 松 永 康 裕 | 営業本部長                                                                                           |
| 常務取締役   | 田 村 茂 樹 | 管理本部管掌                                                                                          |
| 取 締 役   | 吉 田 勝 彦 | 製造本部長<br>杭州永遠愛生物科技有限公司総経理                                                                       |
| 取 締 役   | 海 野 直 也 | 技術開発本部長                                                                                         |
| 常勤監査役   | 海 野 浩   | (株)エーエフシー監査役<br>本草製薬(株)監査役<br>(株)日本予防医学研究所監査役<br>(株)けんこうTV監査役                                   |
| 監 査 役   | 齋 藤 安 彦 |                                                                                                 |
| 監 査 役   | 高 橋 正 樹 |                                                                                                 |

- (注) 1. 監査役海野浩氏は、長年、事業法人の経営管理に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役3名全員は、社外監査役であります。
3. 2020年5月24日をもって、常務取締役の田村茂樹氏は辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の地位及び担当は、退任時の地位及び担当です。
4. 当社はかねてより、コーポレートガバナンス体制の強化に向け、社外取締役候補者の選定を行っております。

選任する社外取締役候補者については、経営者からの独立性を確保する一方、迅速に適切な意思決定を行うためには、基幹事業である健康食品業界における事業遂行に必要な識見を有している方であることを要件としておりますが、現在のところ適任者の選定に至っておりません。

当社といたしましては、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、2020年11月25日開催の第40期定時株主総会に議案を付議しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分   | 支給人員 | 支給額      |
|-------|------|----------|
| 取締役   | 6名   | 74,179千円 |
| 社外監査役 | 3名   | 4,861千円  |
| 合計    | 9名   | 79,040千円 |

(注) 上記支給額には、役員退職慰労引当金繰入額8,803千円（取締役8,568千円、常勤監査役235千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外監査役 海野浩

i. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ii. 当該事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回の全てに出席しており、また、監査役会13回の全てに出席しております。事業法人で培われた経営管理能力を活かし、当社の適正な経営を確保するために必要な意見を表明しております。

② 社外監査役 齋藤安彦

i. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ii. 当該事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回のうち9回に出席しており、また、監査役会13回のうち11回に出席しております。取締役会への出席率が低くなっておりますが、欠席の場合には事前に監査役会から資料配布や審議事項に関する意見聴取がされており、弁護士としての専門的見地から、法令遵守やコーポレートガバナンスに対する指導を含め、当社の適正な経営を確保するために適宜必要な意見を表明しております。

③ 社外監査役 高橋正樹

i. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ii. 当該事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しており、また、監査役会13回の全てに出席しております。税理士事務所で培われた財務及び会計に関する知見を活かし、当社の適正な経営を確保するために必要な意見を表明しております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支払額      |
|---------------------------------------|----------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 | 28,000千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額       | 29,450千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分することが困難なため、合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 社長は、当社グループの基本理念・行動指針に基づき、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観の浸透を当社及び子会社の役員・従業員に率先垂範して行い、必要な教育を実施させる。
- ② 企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対して一切の関係を遮断し、不当な要求には断固として拒否する。
- ③ 内部監査室は、当社グループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
- ④ 法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを整備する。
- ⑤ 財務報告の信頼性・適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
社長は、当社及び子会社の取締役の職務遂行に係る文書その他の情報について、文書管理規程を整備させ、当該規程に従って適切に保存及び管理させ、法務担当者が社長を補佐し、保管などについて指導を行う。当社及び子会社の取締役及び監査役は、文書管理規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理または、閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社長は、リスク管理を徹底するために、当社グループの各部に必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度等の検討・整備を行わせ、必要に応じて所要の損害保険を付保すること等によりリスクを極小化させる。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社長は、職務分掌規程に関連する規程に基づき、各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じてこれらを見直す。また、定例のグループ会社合同の取締役会の他、全グループ会社取締役出席の定例経営連絡会議（グループ総会）においても月次業績のレビューと業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関して、議論し具体策を機動的に立案、実行する。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 社長は、当社にグループ各社全体の内部統制に関し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・養成の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ② 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告する。
- (6) 当社及び子会社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性に関する事項
- 当社及び子会社の監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社及び子会社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、監査室の長等の指揮命令を受けないものとする。
- (7) 当社及び子会社の取締役または使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制
- 当社及び子会社の取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。また、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。
- (8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに当社及び子会社の監査役に報告する。また、当社及び子会社の監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、従業員にその説明を求めることとする。
  - ② 当社は、監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。



## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）では、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 当該期間においては、取締役会を13回開催したほか、全グループ会社の取締役出席の定例経営連絡会議（グループ総会）を12回開催しました。なお、取締役会については、情報の共有化を図り、経営課題の把握とその対応を決定するため、グループ会社合同で開催しており、各社の経営状況の報告のほか、取締役会決議事項となる重要事項の審議・決定を行いました。
- (2) 常勤監査役は、取締役会のほか、定例経営連絡会議（グループ総会）等の重要な会議に出席するとともに、各社の稟議書その他の重要文書を閲覧し、取締役及び各事業所責任者等からその職務の執行状況について報告を受け、業務執行の適法性を確認しており、監査役会において情報を共有しております。
- (3) 財務報告に係る内部統制につき、決算財務プロセスその他重要プロセスの検証及び評価を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は記載単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部       |            |
|-------------|------------|---------------|------------|
| 流動資産        | 10,009,188 | 流動負債          | 6,204,340  |
| 現金及び預金      | 4,725,642  | 支払手形及び買掛金     | 2,009,287  |
| 受取手形及び売掛金   | 2,190,325  | 短期借入金         | 2,762,533  |
| 商品及び製品      | 1,043,265  | 1年内返済予定の長期借入金 | 103,476    |
| 仕掛品         | 938,108    | 未払法人税等        | 196,273    |
| 原材料及び貯蔵品    | 1,013,745  | 賞与引当金         | 170,100    |
| その他流動資産     | 160,728    | ポイント引当金       | 23,743     |
| 貸倒引当金       | △62,627    | その他流動負債       | 938,927    |
| 固定資産        | 8,539,699  | 固定負債          | 1,880,638  |
| 有形固定資産      | 7,659,199  | 長期借入金         | 1,082,326  |
| 建物及び構築物     | 2,715,340  | 長期未払金         | 138,827    |
| 機械装置及び運搬具   | 833,255    | 繰延税金負債        | 15,214     |
| 土地          | 3,895,432  | 役員退職慰労引当金     | 195,858    |
| 建設仮勘定       | 94,370     | 退職給付に係る負債     | 439,568    |
| その他有形固定資産   | 120,800    | 負ののれん         | 563        |
| 無形固定資産      | 162,778    | その他固定負債       | 8,280      |
| その他無形固定資産   | 162,778    | 負債合計          | 8,084,978  |
| 投資その他の資産    | 717,721    | 純資産の部         |            |
| 投資有価証券      | 596,124    | 株主資本          | 10,507,387 |
| 繰延税金資産      | 77,079     | 資本金           | 2,131,839  |
| その他投資その他の資産 | 57,633     | 資本剰余金         | 2,195,880  |
| 貸倒引当金       | △13,115    | 利益剰余金         | 6,238,981  |
|             |            | 自己株式          | △59,314    |
|             |            | その他の包括利益累計額   | △43,477    |
|             |            | その他有価証券評価差額金  | △59,684    |
|             |            | 為替換算調整勘定      | △2,023     |
|             |            | 退職給付に係る調整累計額  | 18,229     |
|             |            | 純資産合計         | 10,463,909 |
| 資産合計        | 18,548,888 | 負債・純資産合計      | 18,548,888 |

# 連結損益計算書

(自 2019年9月1日  
至 2020年8月31日)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額     |            |
|-------------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                         |         | 15,819,281 |
| 売 上 原 価                       |         | 11,264,680 |
| 売 上 総 利 益                     |         | 4,554,601  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 3,460,922  |
| 営 業 利 益                       |         | 1,093,679  |
| 営 業 外 収 益                     |         | 63,389     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 17,359  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 3,748   |            |
| 受 取 賃 貸 料                     | 20,455  |            |
| 負 の の れ ん 償 却 額               | 563     |            |
| 助 成 金 収 入                     | 11,708  |            |
| そ の 他 営 業 外 収 益               | 9,553   |            |
| 営 業 外 費 用                     |         | 57,239     |
| 支 払 利 息                       | 32,922  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損             | 563     |            |
| 製 品 回 収 関 連 費 用               | 10,508  |            |
| そ の 他 営 業 外 費 用               | 13,245  |            |
| 経 常 利 益                       |         | 1,099,829  |
| 特 別 利 益                       |         | 4,271      |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 175     |            |
| 補 助 金 収 入                     | 4,096   |            |
| 特 別 損 失                       |         | 99,757     |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 9,712   |            |
| 減 損 損 失                       | 898     |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損             | 35,185  |            |
| 賃 貸 借 契 約 解 約 損               | 7,227   |            |
| 貸 倒 損 失                       | 46,734  |            |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 1,004,343  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 335,038 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △7,378  | 327,659    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 676,683    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 676,683    |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2019年9月1日)  
(至 2020年8月31日)

(単位：千円)

|                                          | 株 主 資 本   |           |           |         |            |
|------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                                          | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                                | 2,131,839 | 2,195,880 | 5,913,891 | △59,284 | 10,182,327 |
| 当 期 変 動 額                                |           |           |           |         |            |
| 剰 余 金 の 配 当                              |           |           | △351,593  |         | △351,593   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                  |           |           | 676,683   |         | 676,683    |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |           |           |           | △29     | △29        |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 当 期<br>変 動 額 (純額) |           |           |           |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | —         | —         | 325,090   | △29     | 325,060    |
| 当 期 末 残 高                                | 2,131,839 | 2,195,880 | 6,238,981 | △59,314 | 10,507,387 |

|                                          | その他の包括利益累計額      |          |                  |                   | 純資産合計      |
|------------------------------------------|------------------|----------|------------------|-------------------|------------|
|                                          | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |            |
| 当 期 首 残 高                                | △67,431          | △5,048   | —                | △72,479           | 10,109,847 |
| 当 期 変 動 額                                |                  |          |                  |                   |            |
| 剰 余 金 の 配 当                              |                  |          |                  |                   | △351,593   |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益                  |                  |          |                  |                   | 676,683    |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |                  |          |                  |                   | △29        |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項 目 の 当 期<br>変 動 額 (純額) | 7,746            | 3,025    | 18,229           | 29,001            | 29,001     |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | 7,746            | 3,025    | 18,229           | 29,001            | 354,062    |
| 当 期 末 残 高                                | △59,684          | △2,023   | 18,229           | △43,477           | 10,463,909 |

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

(株)エーエフシー

(株)日本予防医学研究所

(株)けんこうTV

本草製薬(株)

杭州永遠愛生物科技有限公司

(株)ベストワーク

(株)ターゲット

② 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称

(株)さいか屋

上記の持分法を適用した関連会社は、当社の取締役であった者及び当社の連結子会社の取締役であった者が、2020年5月25日付で同社の取締役に就任したことにより、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

|        |             |       |
|--------|-------------|-------|
| 主な耐用年数 | 建物及び構築物     | 2～50年 |
|        | 機械装置及び運搬具   | 2～10年 |
|        | その他         | 2～20年 |
|        | （工具、器具及び備品） |       |

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイントサービス制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において、未使用残高のうち将来利用されると見込まれる金額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

効果の発現する見積期間（20年）を償却年数とし、定額法により償却しております。なお、重要性が乏しいものは発生時に一括償却しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

|         |             |
|---------|-------------|
| 建物及び構築物 | 1,634,749千円 |
| 土地      | 2,194,917千円 |
| 計       | 3,829,666千円 |

上記に対応する債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 1,200,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000千円    |
| 長期借入金         | 720,000千円   |
| 計             | 1,980,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,614,202千円

(3) 保証債務及び手形遡求債務等  
受取手形割引高 3,871千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 14,144,720株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                    | 株式の種類 | 配当金総額     | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日           |
|-----------------------|-------|-----------|--------------|----------------|-----------------|
| 2019年11月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 210,956千円 | 15円          | 2019年<br>8月31日 | 2019年<br>11月27日 |
| 2020年4月9日<br>取締役会     | 普通株式  | 140,637千円 | 10円          | 2020年<br>2月29日 | 2020年<br>5月27日  |

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年11月25日開催の定時株主総会に、次のとおり付議する予定です。

普通株式の配当に関する事項

|            |             |
|------------|-------------|
| ① 配当金総額    | 140,637千円   |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金       |
| ③ 1株当たり配当額 | 10円         |
| ④ 基準日      | 2020年8月31日  |
| ⑤ 効力発生日    | 2020年11月26日 |



#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に健康食品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日のものであり、主として国内取引に係るものであります。

短期借入金は、運転資金に係るものであります。

長期借入金及び長期未払金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規定に従い、営業債権について営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

・市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

長期借入金については金利の変動リスクを抑えるため、主に固定金利での調達を行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が毎月資金繰計画を作成、日々更新することにより、流動性のリスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2. を参照ください）。

(単位：千円)

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額     |
|------------------|----------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金       | 4,725,642      | 4,725,642 | —      |
| (2) 受取手形及び売掛金    | 2,190,325      |           |        |
| 貸倒引当金(※1)        | △38,689        |           |        |
|                  | 2,151,635      | 2,151,635 | —      |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 |                |           |        |
| その他有価証券          | 546,177        | 546,177   | —      |
| 資産計              | 7,423,455      | 7,423,455 | —      |
| (1) 支払手形及び買掛金    | 2,009,287      | 2,009,287 | —      |
| (2) 短期借入金        | 2,762,533      | 2,762,533 | —      |
| (3) 長期借入金（1年内含む） | 1,185,802      | 1,186,090 | 288    |
| (4) 長期未払金（1年内含む） | 201,060        | 197,812   | △3,247 |
| 負債計              | 6,158,682      | 6,155,723 | △2,958 |

(※1) 受取手形及び売掛金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託の受益証券は基準価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金、(4) 長期未払金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分        | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非上場株式 (※) | 49,947     |

※ 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券その他有価証券」に含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び当社の一部の子会社では、静岡県その他の地域において、将来の使用が見込まれていない遊休不動産及び賃貸用のアパートを所有しております。2020年8月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,630千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 124,205     | △2,529     | 121,675    | 95,687      |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額は、子会社所有の賃貸用アパートの減価償却による減少2,529千円であります。

3. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 744円04銭

(2) 1株当たり当期純利益 48円12銭

# 貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |            | 負 債 の 部       |            |
|-------------|------------|---------------|------------|
| 流動資産        | 7,932,975  | 流動負債          | 4,778,113  |
| 現金及び預金      | 2,543,801  | 支払手形          | 181,810    |
| 受取手形        | 154,222    | 買掛金           | 1,695,448  |
| 売掛金         | 2,379,040  | 短期借入金         | 1,880,000  |
| 商品及び製品      | 705,861    | 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000     |
| 仕掛品         | 785,327    | 未払金           | 377,695    |
| 原材料及び貯蔵品    | 887,325    | 未払費用          | 17,970     |
| 前払費用        | 11,770     | 未払法人税等        | 154,500    |
| 短期貸付金       | 900,000    | 前受金           | 251,696    |
| その他流動資産     | 103,398    | 預り金           | 10,311     |
| 貸倒引当金       | △537,772   | 賞与引当金         | 118,000    |
| 固定資産        | 7,372,552  | その他流動負債       | 30,680     |
| 有形固定資産      | 5,735,292  | 固定負債          | 1,253,235  |
| 建物          | 2,276,097  | 長期借入金         | 720,000    |
| 構築物         | 22,447     | 長期未払金         | 87,280     |
| 機械及び装置      | 568,972    | 役員退職慰労引当金     | 119,229    |
| 車両運搬具       | 2,022      | 退職給付引当金       | 321,726    |
| 工具、器具及び備品   | 55,518     | その他固定負債       | 5,000      |
| 土地          | 2,716,304  | 負債合計          | 6,031,349  |
| 建設仮勘定       | 93,930     | 純資産の部         |            |
| 無形固定資産      | 28,677     | 株主資本          | 9,320,148  |
| ソフトウェア      | 26,927     | 資本金           | 2,131,839  |
| その他無形固定資産   | 1,749      | 資本剰余金         | 2,195,880  |
| 投資その他の資産    | 1,608,582  | 資本準備金         | 2,209,025  |
| 投資有価証券      | 502,855    | その他資本剰余金      | △13,145    |
| 関係会社株       | 908,484    | 利益剰余金         | 5,051,742  |
| 関係会社出資金     | 100,000    | 利益準備金         | 13,376     |
| 長期前払費用      | 3,774      | その他利益剰余金      | 5,038,365  |
| 繰延税金資産      | 69,344     | 圧縮積立金         | 249,110    |
| その他投資その他の資産 | 33,605     | 別途積立金         | 1,900,000  |
| 貸倒引当金       | △9,484     | 繰越利益剰余金       | 2,889,254  |
|             |            | 自己株式          | △59,314    |
|             |            | 評価・換算差額等      | △45,969    |
|             |            | その他有価証券評価差額金  | △45,969    |
| 資産合計        | 15,305,528 | 純資産合計         | 9,274,178  |
|             |            | 負債・純資産合計      | 15,305,528 |

# 損 益 計 算 書

(自 2019年9月1日)  
(至 2020年8月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     | 金 額        |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高                 |         | 13,095,535 |
| 売 上 原 価               |         | 10,806,690 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,288,844  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,419,660  |
| 営 業 利 益               |         | 869,184    |
| 営 業 外 収 益             |         | 105,780    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 22,435  |            |
| 受 取 賃 貸 料             | 72,990  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 1,372   |            |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益     | 8,981   |            |
| 営 業 外 費 用             |         | 124,237    |
| 支 払 利 息               | 17,248  |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 563     |            |
| 賃 貸 費 用               | 35,610  |            |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 68,061  |            |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用     | 2,755   |            |
| 経 常 利 益               |         | 850,727    |
| 特 別 利 益               |         | 4,271      |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 175     |            |
| 補 助 金 収 入             | 4,096   |            |
| 特 別 損 失               |         | 36,538     |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,493   |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 35,044  |            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 818,460    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 274,599 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △4,989  | 269,610    |
| 当 期 純 利 益             |         | 548,850    |

# 株主資本等変動計算書

(自 2019年9月1日)  
(至 2020年8月31日)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |              |              |        |                        |               |              |              |
|-------------------------|-----------|-----------|--------------|--------------|--------|------------------------|---------------|--------------|--------------|
|                         | 資本金       | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利益準備金  | 利 益 剰 余 金              |               |              | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |           | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 |        | 圧 縮 別 途<br>積 立 金 積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |              |
| 当 期 首 残 高               | 2,131,839 | 2,209,025 | △13,145      | 2,195,880    | 13,376 | 251,122                | 1,900,000     | 2,689,986    | 4,854,485    |
| 当 期 変 動 額               |           |           |              |              |        |                        |               |              |              |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |              |              |        |                        |               | △351,593     | △351,593     |
| 圧 縮 積 立 金 の 積 立         |           |           |              |              |        | 2,873                  |               | △2,873       | —            |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩         |           |           |              |              |        | △4,884                 |               | 4,884        | —            |
| 自 己 株 式 の 取 得           |           |           |              |              |        |                        |               |              |              |
| 当 期 純 利 益               |           |           |              |              |        |                        |               | 548,850      | 548,850      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |           |           |              |              |        |                        |               |              |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —         | —         | —            | —            | —      | △2,011                 | —             | 199,267      | 197,256      |
| 当 期 末 残 高               | 2,131,839 | 2,209,025 | △13,145      | 2,195,880    | 13,376 | 249,110                | 1,900,000     | 2,889,254    | 5,051,742    |

|                         | 株 主 資 本 |           | 評価・換算差額等         |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △59,284 | 9,122,921 | △59,474          | △59,474                | 9,063,446 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |                  |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △351,593  |                  |                        | △351,593  |
| 圧 縮 積 立 金 の 積 立         |         | —         |                  |                        | —         |
| 圧 縮 積 立 金 の 取 崩         |         | —         |                  |                        | —         |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △29     | △29       |                  |                        | △29       |
| 当 期 純 利 益               |         | 548,850   |                  |                        | 548,850   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           | 13,505           | 13,505                 | 13,505    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △29     | 197,227   | 13,505           | 13,505                 | 210,732   |
| 当 期 末 残 高               | △59,314 | 9,320,148 | △45,969          | △45,969                | 9,274,178 |

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

|        |   |   |       |
|--------|---|---|-------|
| 主な耐用年数 | 建 | 物 | 3～50年 |
|--------|---|---|-------|

|  |   |   |   |       |
|--|---|---|---|-------|
|  | 構 | 築 | 物 | 3～45年 |
|--|---|---|---|-------|

|  |   |   |   |   |   |   |       |
|--|---|---|---|---|---|---|-------|
|  | 機 | 械 | 及 | び | 装 | 置 | 2～10年 |
|--|---|---|---|---|---|---|-------|

|  |   |   |   |   |   |      |
|--|---|---|---|---|---|------|
|  | 車 | 両 | 運 | 搬 | 具 | 2～6年 |
|--|---|---|---|---|---|------|

|  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |       |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|
|  | 工 | 具 | 、 | 器 | 具 | 及 | び | 備 | 品 | 2～15年 |
|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-------|

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ 長期前払費用

均等償却によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### ④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

|     |             |
|-----|-------------|
| 建物  | 1,622,567千円 |
| 構築物 | 11,928千円    |
| 土地  | 1,773,616千円 |
| 計   | 3,408,112千円 |

上記に対応する債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 短期借入金         | 1,200,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 60,000千円    |
| 長期借入金         | 720,000千円   |
| 計             | 1,980,000千円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,789,612千円

(3) 保証債務額

下記の関係会社の借入金に対する債務保証

本草製菓㈱ 605,802千円

(4) 関係会社に対する債権・債務

|        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 1,866,433千円 |
| 短期金銭債務 | 45,463千円    |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|            |             |
|------------|-------------|
| 売上高        | 2,508,258千円 |
| 売上原価       | 126,372千円   |
| 販売費及び一般管理費 | 506,074千円   |
| 営業取引以外の取引  | 76,109千円    |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 81,012株



5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 貸倒引当金        | 163,216千円         |
| 退職給付引当金      | 96,067千円          |
| 関係会社株式評価損    | 94,432千円          |
| 役員退職慰労引当金    | 35,601千円          |
| 賞与引当金        | 35,234千円          |
| その他有価証券評価差額金 | 19,570千円          |
| たな卸資産評価損     | 14,396千円          |
| 未払事業税        | 12,146千円          |
| 投資有価証券評価損    | 10,464千円          |
| 未払社会保険料      | 5,253千円           |
| 減価償却超過額      | 2,530千円           |
| その他          | 3,284千円           |
| 繰延税金資産小計     | 492,198千円         |
| 評価性引当額       | <u>△315,328千円</u> |
| 繰延税金資産合計     | 176,869千円         |

繰延税金負債

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 補助金       | △87,788千円         |
| 固定資産圧縮積立金 | △18,263千円         |
| 投資信託特別分配金 | <u>△1,473千円</u>   |
| 繰延税金負債合計  | <u>△107,525千円</u> |
| 繰延税金資産の純額 | 69,344千円          |

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

| 属性  | 会社名又は氏名  | 住所          | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業                                       | 議決権等の所有割合       | 関係内容   |                                  | 取引の内容                                                 | 取引金額                        | 科目                    | 期末残高                    |
|-----|----------|-------------|---------------|-------------------------------------------------|-----------------|--------|----------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-------------------------|
|     |          |             |               |                                                 |                 | 役員の兼任等 | 事業上の関係                           |                                                       |                             |                       |                         |
| 子会社 | ㈱ エーエフシー | 静岡県静岡市駿河区   | 200           | 健康食品・化粧品・天然食品などの通信販売・小売・卸売                      | 100%            | 兼任2名   | 当社・商販の製品販売                       | 健康食品・化粧品等の販売(注1)<br>建物の賃貸料(注2)                        | 1,834,392<br>28,328         | 売掛金<br>—              | 616,199<br>—            |
| 子会社 | 本草製薬㈱    | 愛知県名古屋市中天白区 | 100           | 漢方医療用医薬品・一般用医薬品の製造販売及びジェネリック医薬品の販売・ヘルスケア商品の製造販売 | 100%            | 兼任2名   | 当社・商販の製品販売                       | 医薬品原料及び健康食品の販売(注1)<br>借入金に対する債務保証(注3)<br>貸付金利息の受取(注5) | 673,866<br>605,802<br>8,103 | 売掛金<br>—<br>短期貸付金(注6) | 348,115<br>—<br>900,000 |
| 子会社 | ㈱ けんこうTV | 静岡県静岡市駿河区   | 330           | 健康情報番組の企画・制作、健康情報誌の発行を中心とした広告代理店業               | 100%<br>(66.6%) | 兼任2名   | 建物の賃貸<br>当社販の<br>当社の<br>制作委<br>託 | 建物の賃貸料(注2)                                            | 25,092                      | —                     | —                       |

- (注1) 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) ㈱エーエフシー及び㈱けんこうTVに対する賃貸は、近隣の賃料を参考にした価格によっております。
- (注3) 本草製薬㈱の銀行借入につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。
- (注4) 議決権等の所有割合の(内書)は、間接所有割合であります。
- (注5) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注6) 本草製薬㈱への貸付金に対し、472,772千円の貸倒引当金を計上しております。  
なお、当事業年度において、貸倒引当金繰入額68,061千円を営業外費用に計上しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 659円44銭
- (2) 1株当たり当期純利益 39円03銭

独立監査人の監査報告書

2020年10月26日

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 健 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年10月26日

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 健 司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンスの2019年9月1日から2020年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月26日

株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 海野 浩 ㊟

監査役（社外監査役） 齋藤 安彦 ㊟

監査役（社外監査役） 高橋 正樹 ㊟

（注）常勤監査役海野浩及び監査役齋藤安彦並びに高橋正樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と財務体質及び配当性向などを総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額  
当社普通株式1株につき金10円 総額140,637,080円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年11月26日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第28条第2項の取締役の責任限定契約の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部が変更箇所であります。)

| 現行定款                                                                                            | 変更案                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                                                          | 第1章 総則                                                                                   |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査役</u><br>3. <u>監査役会</u><br>4. 会計監査人 | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>3. 会計監査人 |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)<br/>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)<br/>第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第22条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)<br/>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)<br/>第19条 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)<br/>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)<br/>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)<br/>第22条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、</u>取締役会の決議があったものとみなす。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
| (新 設)                                                                                                                                                                                                                                            | (業務執行の決定の取締役への委任)                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>第25条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                               | <p>第26条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (報酬等)                                                                                                                                                                                                                                            | (報酬等)                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                                                                                 | <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                      |
| (取締役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                                       | (取締役の責任免除)                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>第27条 (条文省略)<br/>(新 設)</p>                                                                                                                                                                                                                     | <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>                                                                                                  |

| 現行定款                                                                                   | 変更案                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>                                | <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p>(員数)</p>                                                                            | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第28条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>                                                           |                                          |
| <p>(選任方法)</p>                                                                          | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第29条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> |                                          |
| <p>(任期)</p>                                                                            | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>               |                                          |
| <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                 |                                          |
| <p>(常勤の監査役)</p>                                                                        | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                          |                                          |
| <p>(監査役会の招集通知)</p>                                                                     | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>    |                                          |
| <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                             |                                          |
| <p>(監査役会規則)</p>                                                                        | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                  |                                          |
| <p>(監査役の報酬等)</p>                                                                       | <p>(削 除)</p>                             |
| <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                            |                                          |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第36条～第38条</u> (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第40条</u> (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第41条～第44条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)<br/>(新 設)</p> | <p>変更案<br/>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第29条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第30条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第32条～第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第35条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第37条～第40条</u> (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第40期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | あさやま たけひこ<br>浅山 雄彦<br>(1968年12月7日生) | 2001年4月 当社 入社<br>2001年7月 当社 取締役営業企画部長<br>2002年3月 当社 専務取締役営業本部長<br>2003年9月 当社 代表取締役社長（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱エーエフシー 代表取締役社長<br>本草製薬㈱ 代表取締役社長<br>杭州永遠愛生物科技有限公司 董事長<br>㈱日本予防医学研究所 取締役副会長<br>㈱けんこうTV 取締役副会長 | 1,111,930株  |
| 2     | まつなが やすひろ<br>松永 康裕<br>(1968年5月22日生) | 2000年6月 味王食品㈱（現 当社）入社<br>2008年9月 当社 営業本部第一営業部長<br>2017年11月 当社 取締役営業本部長<br>2018年11月 当社 専務取締役営業本部長<br>2020年9月 当社 取締役副社長営業本部長（現任）                                                                         | 8,200株      |
| 3     | ふくち しげのり<br>福地 重範<br>(1968年7月31日生)  | 2000年9月 味王食品㈱（現 当社）入社<br>2001年3月 当社 製造部長<br>2003年9月 当社 取締役製造部長<br>2005年11月 当社 常務取締役製造統括<br>2017年11月 当社 専務取締役製造統括（現任）                                                                                   | 36,000株     |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                            | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                   | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 4         | よ し だ か つ ひ こ<br>吉 田 勝 彦<br>(1957年11月6日生)   | 2000年3月 味王食品(株) (現 当社) 入社<br>2002年9月 当社 製造本部長<br>2003年9月 当社 取締役製造本部長<br>2005年11月 当社 取締役第一製造本部長<br>2006年11月 当社 取締役製造本部長 (現任)                | 33,000株         |
| 5         | う ん の な お や<br>海 野 直 也<br>(1969年9月11日生)     | 1998年5月 味王食品(株) (現 当社) 入社<br>2002年9月 当社 品質保証室長<br>2003年9月 当社 取締役技術開発本部長 (現任)                                                               | 31,500株         |
| 6<br>※    | き さ は ら し ゅ ん じ<br>笹 原 俊 二<br>(1970年4月29日生) | 2019年1月 (株)けんこうTV 専務取締役(現任)<br>2019年9月 (株)エーエフシー 取締役<br>2020年9月 (株)エーエフシー 取締役副社長 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(株)エーエフシー 取締役副社長<br>(株)けんこうTV 専務取締役 | —               |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. ※印は、新任の候補者であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 海野 浩<br>(1943年3月14日生)   | 1997年6月 ㈱新静岡センター取締役経理部長<br>1999年4月 ㈱静鉄ストア取締役総務部長<br>2003年11月 当社 監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>㈱エーエフシー 監査役<br>本草製薬㈱ 監査役<br>㈱日本予防医学研究所 監査役<br>㈱けんこうTV 監査役 | 2,100株      |
| 2     | 齋藤 安彦<br>(1949年12月24日生) | 1978年4月 弁護士登録(現任)<br>2004年6月 ㈱村上開明堂 社外監査役(現任)<br>2006年4月 当社 仮監査役<br>2006年11月 当社 監査役(現任)<br>2016年6月 静岡鉄道㈱ 社外監査役(現任)                                 | —           |
| 3     | 高橋 正樹<br>(1950年8月29日生)  | 1975年5月 高橋正税理士事務所(現 稲葉・高橋税理士法人)入所<br>2018年11月 当社 監査役(現任)                                                                                           | —           |

- (注) 1. 各監査等委員である取締役の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役の候補者全員が社外取締役候補者であります。なお、海野浩氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
- 海野浩氏を社外取締役候補者とした理由は、2003年11月より当社監査役を務め、その豊富なキャリアと事業法人で培われた経営管理能力により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって17年となります。
- 齋藤安彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法務に関する知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、2006年4月に仮監査役として就任してから本総会終結の時をもって14年7ヵ月となります。
- 高橋正樹氏を社外取締役候補者とした理由は、長年税理士事務所に在籍し培われた財務及び会計に関する知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 各監査等委員である取締役の候補者の選任が承認された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

#### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2002年7月12日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額3千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

#### **第7号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。また、このうち当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する付与については、会社法第361条の規定に基づき、ストックオプションにかかる報酬等につきご承認をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、本新株予約権を付与することにより、当社の中長期的な業績を当社グループ役職員の報酬ないし経済的利益に反映させ、株主と当社グループ役職員の利益とを一致させることができ、これにより、当社グループ役職員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層喚起するとともに、優秀な人材を確保することが可能となります。このように当社グループ全体の企業価値向上を図ることを目的として、当社グループ役職員を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものであります。

## II. 本総会決議による委任に基づき当社取締役会が募集事項を決定することができる新株予約権の発行要領

### 1. 新株予約権の数の上限

2,100個を上限とする。

### 2. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権にかかる付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換または株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

- (3) 新株予約権を行使することができる期間  
2021年12月12日から2022年12月11日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。
- (4) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、監査役又は使用人（社員、相談役、顧問その他名称を問わない。）の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特定として認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (6) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
  - ②新株予約権者が権利行使をする前に(4)①に規定する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による株式予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点においては残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（1）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（2）に準じて決定する。

⑤新株予約権を行使できる期間  
前記（3）に定める新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記（3）に定める新株予約権の行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記（5）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数）の承認を要するものとする。

⑧新株予約権の取得事由及び条件  
前記（6）に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の行使により生ずる1株に満たない端数の取扱い  
 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 新株予約権のその他の内容  
 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

Ⅲ. 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に上記ストックオプションを報酬等として付与する理由は上記Ⅰ.に記載のとおりであります。

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬等は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」の承認可決を条件として、年額2億円以内と定めさせていただくこととなります。また、当社の監査等委員である取締役の報酬等は第6号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件」の承認可決を条件として、年額3千万円以内と定めさせていただくこととなります。上記ストックオプションは、いずれもかかる報酬枠の範囲内で付与されるものとします。

また、上記ストックオプションとして発行する新株予約権のうち、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は700個、当社監査等委員である取締役に付与する新株予約権は15個をそれぞれ上限といたします。

**第8号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

先に取締役を辞任しました田村茂樹氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名             | 略 歴                                              |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| たむら しげき<br>田村茂樹 | 2005年11月 当社取締役<br>2017年11月 当社常務取締役<br>2020年5月 辞任 |

以 上

